第九十五条の三	地方自治法第七十四条の二第五項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第五項
第九十五条の四	地方自治法第七十四条の二第六項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第六項
第九十六条第一項	地方自治法第七十四条第一項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第一項
	同法第七十四条の二第六項	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第六項
	、都道府県に関する請求にあつては十日以内、市町村に関する請求にあつては五日以内	十日以内
	同法第七十四条第五項	同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条第五項
	選挙権を有する者	請求を有する者
	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
第九十六条第二項	地方自治法第七十四条の二第十項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第十項
第九十七条第一項	地方自治法第七十四条第五項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条第五項
	選挙権を有する者	請求権を有する者
	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
第九十七条第二項	都道府県に関する請求にあつては五日以内、市町村に関する請求にあつては三日以内	五日以内
第九十八条第一項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会

第二百十四条の四の表以外の部分中「第七十条の二」を「第七十条の二第一項」に改める。

第二百十四条の五第一項の表第四十四条第三項の項の前に次のように加える。

第三十七条第二項	有する者	有する者（当該解職の請求を受けている広域連合の議会の議員又はその解職請求代表者を除く。）

第二百十四条の五第一項の表第五十二条の項の次に次のように加える。

第六十一条第二項	有する者	有する者（当該解職の請求を受けている広域連合の議会の議員又はその解職請求代表者を除く。）

第二百十四条の五第一項の表第七十一条の項の次に次のように加える。

第七十五条第三項	有する者	有する者（当該解職の請求を受けている広域連合の議会の議員又はその解職請求代表者を除く。）

第二百十四条の五第一項の表第八十六条の八第一項の項から第八十九条第一項の項までを削る。

第二百十五条第一項中「第八十五条」を「第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に、「同法第七十四条第五項」を「同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第五項」に、「同法第七十四条の二第七項」を「同条第二項において準用する同法第七十四条の二第七項」に、「同法第七十六条第三項」を「同法第八十一条第二項において準用する同法第七十六条第三項」に改め、同条第二項中「第八十五条」を「第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に、「同法第七十四条第一項から第四項まで、第七十四条の二第八項、第七十五条、第七十六条第一項及び第四項、第七十七条から第八十条まで、第八十一条第二項、第八十二条第一項並びに第八十六条から第八十八条まで」を「同法第七十四条から第七十四条の四まで、第七十五条第一項から第四項まで及び第五項前段、第七十六条から第七十九条まで、第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十一条第二項（同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。）、第八十二条第一項、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条」に改める。

第二百十五条の二後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条第一項及び第二項	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
第九十一条第三項から第五項まで	地方自治法第七十四条第六項各号	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第二項において準用する同法第七十四条第六項各号
	普通地方公共団体の長	広域連合の選挙管理委員会
第九十二条第一項	地方自治法第七十四条第五項に規定する選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）	地方自治法第二百九十一条の六第一項において読み替えて準用する同法第八十一条第一項の規定による請求権を有する者（以下「請求権を有する者」という。）
第九十二条第二項	選挙権を有する者	請求権を有する者